

公益財団法人日本セーリング連盟  
外洋レース規則2009

【適用の手引】

(規則制定趣旨)

- ◆公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）外洋レース規則2009（以下、「本規則」という。）は、外洋艇によるレース全般を対象とするものではなく、主として主催者やレース委員会が直接管理できない外洋や沿岸水域において行われるレースを対象に「セーリング競技規則（RRS）」を補完するものである。
- ◆本規則は、安全を重視し、外洋レース参加艇自身による事故の回避のための努力と責任を広く参加艇に呼びかけ、また主催者と参加艇の関係を明らかにし、万が一のレース中の事故に際して、レース主催者、レース運営者を、少なくとも刑事訴訟や海難審判上の訴追などの圧力を軽減・回避することを意図するものである。

(本規則の適用)

- ◆本規則は、レース公示および帆走指示書の適用規則に載ることで効力を発する。
- ◆本規則の各条項は、必要に応じてレース公示および帆走指示書で変更または削除することができる。
- ◆本規則は、平成21年（2009年）4月1日から施行し、次の改訂まで有効である。

(本規則の主たる改正点と補足説明)

I エンジンの使用

従来の外洋レース規則でも、安全重視の観点から、自己の責任によらない危険回避のためのエンジン使用を認めてきた。これまで「風と水」を艇の推進力としていた「セーリング競技規則（RRS）2009-2012」の42.3(h)の追加によって、帆走指示書（SI）への記載があれば（そのレースで明らかに有利にならないことを前提に）エンジンを使用できることが明記された。これにあわせて、本規則では本船航路や定置網が多い水域で行われることが多い我が国の外洋レースでは、原則として危険回避のためのエンジンの使用を認めることを規定した。これによってSIに記載がなくても本規則の適用によって自動的にRRS 42.3(h)が有効となる。

II 失格に代わる罰則

長距離の外洋レースを行うのに、規則違反だからといってその全てを失格とすることは妥当でない。レース全体の重さからみて失格とすることが妥当でない事項や軽微なOCSについて、タイム（%）ペナルティ、またシリーズレガッタにおいては順位ペナルティを課すことによって失格から救済し、参加艇がレースに専念できるようにするものである。

III 外洋レース運営ガイド（付則）

外洋レース運営ガイド（付則）は、レース主催者がレース公示、帆走指示書作成時のガイドとして用意した。将来、外洋レースのレースマネジメント・マニュアル等に移行出来るよう、外洋レース規則本体と別にした。

# 公益財団法人日本セーリング連盟

## 外洋レース規則2009

### 前文

レースはスポーツマンシップの精神をもって行わなければならない。特に外洋レースは、主催者やレース委員会が直接管理できない外洋や沿岸水域において行われるレースであるため、艇および乗員の安全を図り、併せてシーマンシップとフェアプレーの精神を生かすのは、艇長および乗組員自身である。

### 第1条 目的

本規則は、外洋レースの参加艇の責務を明示して、日本において開催される外洋レースの円滑な運営を図るため、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）規程その他連盟の定める外洋レースに係わる規定とともにセーリング競技規則（RRS）を補完するための規則であり、レース公示および帆走指示書の適用規則に記載することで効力を発する。本規則の各条項は必要に応じて帆走指示書で変更することができる。

### 第2条 責任の所在

艇体と乗組員の安全の確保は レース参加各艇の避けられない責務である。艇は、セーリング装備規則（ERS）および連盟外洋特別規定に基づいて、十分に艤装され、安全に航行できる耐航性を保ち、かつ船体、設備、艤装品および安全備品を確実に整備しておかなければならない。参加艇は当該レースで遭遇するであろう、外洋の如何なる条件にも対応できる乗組員を編成してレースに臨まねばならない。

- 2 本規則およびセーリング装備規則（ERS）、連盟外洋特別規定その他連盟が定める外洋レースに関わる規定の適用ならびにこれ等の規定に基づく検査の実施によって、参加艇はその安全責任を免れ得るものではない。
- 3 乗組員は、自己の責任において安全を確保するとともに艇と他の乗組員の安全の確保にも努めなければならない。また 操船技術の習熟および装備と安全備品の使用法と収納場所を熟知するよう努めなければならない。
- 4 参加艇や乗組員の事故（死亡、傷害、沈没、破損等）および参加艇が第三者に与えた損害については、連盟ならびに主催団体およびその役員・構成員は如何なる責任も負わない。

### 第3条 エンジンの使用

落水者救助、遭難艇（船舶）救助、他の船舶との衝突回避（緊急避難）、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対処するためにエンジンを使用することができる。（RRS 4.2.3 (h) 参照）  
但し、エンジンを使用した場合には、その状況（使用した目的・時間・場所等）について、フィニッシュ後レース委員会に速やかに報告しなければならない。

### 第4条 出艇申告書（乗組員リスト）の提出

レース委員会は出艇申告書の提出を義務づけることができる。この場合参加各艇は、所定の出艇申告書に必要事項を記入し、艇長署名の上、レース委員会に艇長会議または所定の時間までに提出しなければならない。

### 第5条 奉公艇の通知義務

出艇申告した艇がスタートしない場合には、その旨をレース委員会に速やかに通知しなければならない。

- 2 レースを奉公した場合には、その旨をレース委員会に速やかに通知しなければならない。  
この通知は艇長責任において迅速かつ確実な方法で行わなければならない。

## 第6条 レース報告書・航跡図の提出

レース委員会はレース報告書・航跡図の提出を義務づけることができる。この場合各艇はレースのフィニッシュ後、所定のレース報告書と航跡図に下記および必要事項を記載し、艇長署名の上速やかにレース委員会に提出しなければならない。

- ①レース中の事故の有無
- ②規則に違反したかも知れないケースまたは違反した事実
- ③エンジンの使用に関する事項

## 第7条 失格に代わる罰則

外洋レースにおいてRRS第二章以外の規則違反を起こした艇に対し、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値のタイムペナルティを課すことが出来る。

- 2 外洋レースにおけるRRS 29.1または同30.1に係わる規則違反については、5%のタイムペナルティを適用する。その場合にはレース委員会からの抗議は必要としない。
- 3 シリーズレガッタのうち、オフショアーレースには1・2項のタイムペナルティの適用に代えて20%の順位ペナルティを適用する。
- 4 この規程はシリーズレガッタのうちインショアーレースには適用されない。

## 付則 外洋レース運営ガイド

### 1. 外洋レースに適用される規則

レース公示および帆走指示書の適用規則に下記及び必要な規則を定める。

- ①セーリング競技規則(RRS)、セーリング装備規則(ERS)、連盟外洋特別規定、連盟外洋レース規則2009、ハンディキャップルール、クラスルール
- ②海上衝突予防法(日没から日の出まで、または視界制限状態時にRRS第2章の規定に代えて適用する)公式日の出時刻、日没時刻を規定する。

### 2. 外洋レース参加資格

レース公示および帆走指示書に、参加資格として、ジャパンカップまたは全日本レベルのレースでは以下の要件を定め(連盟運営規則2章)、その他のレースでは各項目について主催者が別に定めるレースグレード基準に基づいて適宜必要な要件を定める。

- ①艇は連盟の登録艇であること。  
なお、海外からの参加艇がある場合については、その国の各協会(ナショナルオーソリティー)に登録があればこの限りでない。
- ②艇長は連盟の外洋加盟団体の会員、乗組員は全員連盟の会員であること。  
なお、海外からの参加者については、その国の各協会(ナショナルオーソリティー)への登録があればこの限りでない。

### 3. 外洋レースの運営、及び ハンディキャップと特別規定の確認

ジャパンカップまたは全日本レベルのレースでは以下の要件を定め、その他の外洋レースは別に定めるレースグレード基準に基づいて各項目について主催者が適宜必要な要件を定める。

- ①レース委員長は外洋加盟団体の会員であり、レースグレードに対応する資格を持つレースオフィサーであること。
- ②レーティングの算出には、連盟が公認し、連盟計測委員会(外洋計測委員会)が管理するハンディキャップシステムを用いること。
- ③参加艇はレース主催者が定める連盟外洋特別規定のカテゴリー登録の確認を行うこと。
- ④プロテスト委員長またはプロテスト担当のレース委員は、ISAFのインターナショナルジャッジ、または連盟のジャッジ資格を有すること。

#### 4. 失格に代わる罰則

ジャパンカップまたは全日本レベルのレースでは、本規則の補完または一部修正として帆走指示書で次の基準を定める。その他のレースでは、主催者がそのレースの性格や内容に従って適宜必要な内容を定める。

- ①外洋レース規則第7条の失格に代わる罰則中、RRS第2章以外の規則違反についてのペナルティの値。
- ②シリーズレースにおけるオフショアーレースの外洋レース規則第7条の失格に代わる罰則としての順位ペナルティの値。

#### 附則

1. 本規則は、平成21年 4月 1日より施行する。
2. 本規則は、平成24年12月 8日より改正施行する。